

【Q&A集】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（障害分）

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

	質問内容	回答
1	事業の対象となる期間はいつからですか。	4月1日以降です。
2	多機能型簡易居室の設置について、備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はありますか。	多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているため、それぞれ使用用途により判断いただくことになります。
3	多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるでしょうか。	倉庫として設置することは可能ですが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
4	染対策徹底支援事業について、実施要綱3（1）③の「多機能型簡易居室」を感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要がありますが、当該費用も対象となりますか。	補助対象経費は、施設整備費と同様のものを想定しておりますので、多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。
5	多機能型簡易居室について、現在すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能でしょうか。	既存施設を改修する事業については、本交付金による事業の対象とはしていません。
6	交付額の上限については、同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、上限額は実施要綱別表の合計額となりますか。それともいずれか高い方の額となりますか。	複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。 なお、多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価となる。

	質問内容	回答
7	訪問看護、訪問リハビリテーション等については、同一事業所が医療保険と介護保険の両方でサービスを提供することがありますが、その場合のかかり増し経費は、按分により医療分・介護分それぞれで申請が可能であり、その場合それぞれのサービスの上限額まで申請ができるという認識でよろしいでしょうか。	医療、介護それぞれの事業においてかかりまし費用が発生していると考えますので、お見込みのとおりです。（医療、介護だけでなく、障害も含めて、それぞれのサービスの上限額まで申請できる。）
8	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業について、訪問看護ステーションは、医療分の対象事業所ともなっており、同一の対象でなければ、介護分、医療分の両方の補助金を申請できるという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。それぞれの事業で必要なかかり増し費用について申請が可能です。
9	交付決定前に支出、購入した場合も補助対象となりますか。	対象期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日であるため、令和2年4月1日以後に購入していれば、交付決定前の支出や今後購入を見込む衛生用品は補助対象となります。
10	対象となるかかり増し経費は、事業開始前に購入等したのも対象となりますか。	感染対策と認められる場合には、補助対象となります。 例えば、事業開始が10月1日の場合に、9月中に購入した物品であっても、感染対策のためのかかり増しと認められれば、補助対象となります。
11	感染症対策支援事業におけるかかり増し経費は、その経費がかかり増しであることをどのように確認するのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症への準備・対応が無ければ発生しなかった費用が対象となります。
12	タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となりますか。 ②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となりますか。	①、②ともに対象となります。 なお、月々の使用料は対象となりません。
13	自動車やタブレット等のリース費用の補助対象期間は、いつからいつまでですか。	令和2年4月から令和3年3月までが対象となります。
14	多機能型簡易居室の整備は、事務所等のリースという形態に限られますか。（半恒久的な）プレハブ等の工事整備等も対象となるのでしょうか。 その場合、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）の経費も補助対象となりますか。	プレハブ等の工事整備等も対象となります。 なお、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）も必要な場合は補助対象となります。
15	感染症対策支援事業の対象経費に、新規利用希望者等のPCR検査費用は該当しますか。	PCR検査は、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要です。PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得るため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありませんが、その上で事業所のサービス提供にあたって必要不可欠な費用であれば対象として差し支えありません。

	質問内容	回答
--	------	----

(2) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

16	<p>実施要綱 3 (3) ④「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「※3『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」とありますが、記録の有無は要件ではないのでしょうか。</p>	<p>連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めています。</p> <p>※「在宅サービスの利用を休止している利用者等に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認」の「～の確認」とは、<u>1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。</u>（国の実施要綱 3 (3) (II) (イ) 参照）</p>
17	<p>障害福祉サービス再開に向けた支援事業について、「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者とする。」とありますが、通所サービスの場合、1回も通所していないということでしょうか。利用自粛により、自宅にいる利用者に対し、電話等により支援を行うことで利用があったものとみなし報酬を算定している場合は利用しているとなるのでしょうか。</p>	<p>休止とは、報酬算定の有無に関わらず通所していないことを指します。</p>
18	<p>「在宅サービス事業所等における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」の対象経費に、マスクや消毒液は含まれますか。</p>	<p>マスクや消毒液は含まれません。</p> <p>マスクや消毒液などの衛生用品等の物品購入費用は、「障害福祉サービス事業所・施設等における感染症対策徹底支援事業」の対象となります。</p> <p>なお、「在宅サービス事業所等における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」の対象経費は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長机、飛沫防止パネルに購入費 ・換気設備の購入及び設置に要する経費 ・電動自転車等の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・感染防止のための内装改修費
19	<p>在宅サービス事業所における環境整備への助成事業における支援対象経費「c 換気設備」がありますが、例えば、ダイキンの換気ができるエアコンも対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>感染症対策に有効と考えるものであれば特段の商品の限定はございません。</p>

	質問内容	回答
20	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してもいいでしょうか。	(1) ①は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、 (3) ②は3つの密を避けるための環境整備として、 それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
21	環境整備に要する費用として、空気清浄器も含まれると考えていますが、その認識で間違えないでしょうか。	お見込みの通りです。